

四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社タイセイ

大分県津久見市大字上青江4478番地8

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 5

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10

2 株価の推移 11

3 役員の状況 11

第5 経理の状況 12

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	15
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他 21

第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社タイセイ
【英訳名】	TAISEI CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 成一
【本店の所在の場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【最寄りの連絡場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(千円)	573,708	1,934,022
経常利益(千円)	30,887	85,435
四半期(当期)純利益(千円)	18,103	48,983
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金(千円)	281,875	281,875
発行済株式総数(株)	14,763	14,763
純資産額(千円)	675,281	673,149
総資産額(千円)	1,631,677	1,605,933
1株当たり純資産額(円)	45,834.65	45,597.06
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,226.69	3,318.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,202.25	3,219.87
1株当たり配当額(円)	—	1,000
自己資本比率(%)	41.4	41.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,633	104,762
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△51,024	△211,958
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△21,978	258,899
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	434,390	503,760
従業員数(人)	74	75

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第10期の1株当たり配当額は、記念配当1,000円であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	74
---------	----

（注）従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当第1四半期会計期間の商品仕入実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	前年同期比 (%)
鮮度保持剤 (千円)	49,610	—
菓子・パン包装資材等 (千円)	299,978	—
B2Bコラボレーション事業向け 資材等 (千円)	48,959	—
合計 (千円)	398,548	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	前年同期比 (%)
鮮度保持剤 (千円)	91,242	—
菓子・パン包装資材等 (千円)	377,389	—
B2Bコラボレーション事業向け 資材等 (千円)	105,076	—
合計 (千円)	573,708	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期において、米国に始まった未曾有の金融経済危機による影響が、瞬く間に世界中に広がりを見せ、わが国経済も同様にほぼ全部門にわたって後退の影響を受け、急速に景気は悪化しています。企業収益は、大幅に減少しており、設備投資も減少してきております。また、雇用情勢も急速に悪化しており、個人消費もこのところ弱含んでいます。先行きについては、当面悪化が続き、設備投資抑制の動きや輸出の大幅な減少による供給過剰や、在庫過多の状況が続けばデフレ圧力が強まる可能性が高まり、世界的な金融危機の深刻化や一層の下振れ懸念など、更なるリスクが存在することに留意する必要があります。

このような状況の中、当社の主要な顧客である和洋菓子店を取り巻く環境についても、資材価格の値上げの影響や消費マインドの低下の影響を受け続けておりましたが、お歳暮やクリスマスのある年末に向けての展開は、堅調に推移したと思われまます。当社におきましては、当第1四半期の新規顧客獲得数は3,113件（前年同期3,125件）とこれまでになく新規顧客数の獲得に苦戦いたしました。事業者の獲得件数は前年割れをしておりますが、インターネットショッピングサイト「コッタ」による個人客の登録は、インターネット広告の宣伝効果もあり、順調に増加しており、今後に期待をしております。受注件数については、39,559件（前年同期36,510件）と伸ばすことができました。また、原価の高騰による影響を抑えるべく当社の基本商品については別注品を用意することによってコストメリットを出し、業務の効率化を常に意識させ、具体的な目標を達成させることにより、収益性の確保についても改善できつつあります。総じて当社事業の業績は順調に推移した結果、売上高573,708千円、営業利益32,796千円、経常利益30,887千円、当第1四半期純利益18,103千円となりました。

(2) キャッシュフローの状況

当第1四半期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動により増加した資金3,633千円、投資活動により使用した資金51,024千円、財務活動により使用した資金21,978千円により、434,390千円となりました。当第1四半期における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」

売上高の増加にともなう売上債権の増加32,754千円、たな卸資産の増加26,403千円などによる資金の減少に対し、税引前当期純利益の30,887千円に加え、仕入債務の増加43,460千円、減価償却費8,895千円の計上などによる資金の増加により、営業活動により増加した資金は3,633千円となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

定期預金の預入による支出97,300千円などによる資金の減少に対し、定期預金の払戻による収入48,313千円などによる資金の増加により、投資活動に使用した資金は51,024千円となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

配当金の支払9,059千円、長期借入金の返済による支出6,693千円および社債の償還による支出5,000千円などにより、財務活動により使用した資金は21,978千円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000
計	36,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,763	14,763	福岡証券取引所 (Q-Board市場)	—
計	14,763	14,763	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年9月3日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1、3	464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	464
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	16,667
新株予約権の行使期間	自 平成16年9月21日 至 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,667 資本組入額 8,334
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5、6、7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利を行使した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。

4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

② 平成16年3月31日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 2	387
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	387
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	26,667
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月21日 至 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4、5、6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記1.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
3. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

5. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記4.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

③ 平成17年12月17日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1、3	255
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	255
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	195,300
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月18日 至 平成27年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,300 資本組入額 97,650
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5、6、7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	14,763	—	281,875	—	241,234

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,763	14,763	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	14,763	—	—
総株主の議決権	—	14,763	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3株 (議決権3個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当第1四半期会計期間末現在における所有自己株式数は30株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.20%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月
最高（円）	35,250	32,500	43,000
最低（円）	29,000	26,600	29,000

（注） 最高・最低株価は、福岡証券取引所Q-B o a r d市場におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第10期事業年度	あずさ監査法人
第11期第1四半期累計期間	三優監査法人

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	581,590	601,974
受取手形及び売掛金	90,241	81,273
商品	189,248	162,844
未収入金	93,356	71,502
その他	7,845	10,521
貸倒引当金	△2,370	△2,350
流動資産合計	959,911	925,766
固定資産		
有形固定資産		
建物	338,196	338,196
減価償却累計額	△45,183	△41,886
建物(純額)	293,012	296,310
土地	206,444	206,444
建設仮勘定	81,281	81,281
その他	40,602	40,320
減価償却累計額	△17,939	△15,864
その他(純額)	22,663	24,456
有形固定資産合計	603,402	608,492
無形固定資産	57,990	61,513
投資その他の資産	10,371	10,160
固定資産合計	671,765	680,167
資産合計	1,631,677	1,605,933
負債の部		
流動負債		
買掛金	150,924	107,463
1年内償還予定の社債	5,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	26,772	26,772
未払法人税等	10,200	12,362
賞与引当金	2,660	10,160
ポイント引当金	5,737	5,226
その他	68,847	67,852
流動負債合計	270,141	239,836
固定負債		
社債	400,000	400,000
長期借入金	286,254	292,947
固定負債合計	686,254	692,947
負債合計	956,395	932,783

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	281,875	281,875
資本剰余金	241,234	241,234
利益剰余金	153,379	150,039
自己株式	△1,208	—
株主資本合計	675,281	673,149
純資産合計	675,281	673,149
負債純資産合計	1,631,677	1,605,933

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	573,708
売上原価	369,534
売上総利益	204,173
販売費及び一般管理費	※ 171,376
営業利益	32,796
営業外収益	
受取利息	73
協賛金収入	1,033
その他	418
営業外収益合計	1,526
営業外費用	
支払利息	3,038
その他	397
営業外費用合計	3,435
経常利益	30,887
税引前四半期純利益	30,887
法人税、住民税及び事業税	9,342
法人税等調整額	3,441
法人税等合計	12,783
四半期純利益	18,103

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	30,887
減価償却費	8,895
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,500
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	20
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	511
受取利息及び受取配当金	△73
支払利息	3,038
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,754
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△26,403
仕入債務の増減額 (△は減少)	43,460
その他	△3,022
小計	17,058
利息及び配当金の受取額	73
利息の支払額	△2,508
法人税等の支払額	△10,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△97,300
定期預金の払戻による収入	48,313
有形固定資産の取得による支出	△282
無形固定資産の取得による支出	△1,667
その他	△88
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△6,693
社債の償還による支出	△5,000
自己株式の取得による支出	△1,225
配当金の支払額	△9,059
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,978
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△69,369
現金及び現金同等物の期首残高	503,760
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 434,390

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、先入先出法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	38,520千円
賞与引当金繰入額	2,660千円
貸倒引当金繰入額	303千円
ポイント引当金繰入額	511千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年12月31日現在)

(千円)

現金及び預金勘定	581,590
預入期間が3か月を超える定期預金	△147,200
現金及び現金同等物	<u>434,390</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,763株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 30株

3. 新株予約権等に関する事項

平成17年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 60株

新株予約権の四半期会計期間末残高 -

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月20日 定時株主総会	普通株式	14,763	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月22日	利益剰余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項ありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)		前事業年度末 (平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	45,834.65円	1株当たり純資産額	45,597.06円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,226.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,202.25円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	18,103
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	18,103
期中平均株式数(株)	14,758
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社タイセイ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 印

業務執行社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第11期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。